

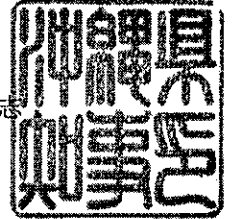


環政第109号

平成28年5月27日

沖縄県知事 翁長雄志 殿

沖縄県知事 翁長雄志



宮古広域公園整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見について

平成28年4月14日付け土都第2166号で送付されたみだしの計画段階環境配慮書について、沖縄県環境影響評価条例第41の2第3項の規定により読み替えて適用される同条例第4条の5の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

宮古広域公園整備事業計画段階環境配慮書に対する知事意見

本事業は、沖縄県で唯一広域公園が未整備の宮古圏域に広域のレクリエーション需要に対応するため、宮古島市下地字与那覇の一部、前浜ビーチを含む海岸から内陸部の耕作地にかけて約55haの区域に広域公園を整備することを目的としている。

事業実施想定区域は、貴重な自然地が残された保全系エリアと、耕作地としてすでに開発され、公園整備の大部分の改変地域として計画される活用系エリアに区分けされている。保全系エリアは、海岸と海岸後背地に形成された樹林地からなり、ハテルマカズラやイソマツ、キシノウエトカゲなど貴重な動植物の生育または生息場所となっている。活用系エリアは、その大部分がサトウキビ畑を中心とする耕作地となっているが、一部にガジュマル・ハマイヌビワ群落や先駆性陽樹群落の二次林が存在し、宮古島にとって貴重な自然地が残された場所が点在する。

本計画段階環境配慮書においては、位置及び規模が既に決定されており、利用形態に係るゾーニングについて2つの配置案が示されている。

両案は、いずれも自然資源の保全を基調とした計画であり、保全系エリアに位置づけられる海岸沿いの樹林地及び海岸や海浜は保全する方針となっている。また、海岸沿いの樹林地の幅が狭い区域は、防風機能および環境保全機能を強化するための林地整備を進める方針となっており、生物の生息・生育場所の創出につながる計画となっている。

A案は、健康・スポーツゾーンを東側に、観光・レクリエーションゾーンが東西に配置され、ゾーニングに伴い内陸部の先駆性陽樹群落やガジュマル・ハマイヌビワ群落の一部が消失する可能性がある。B案は、健康・スポーツゾーンが西側へ配置されているが、駐車場整備や多目的グラウンドの整備により、A案同様にこれらの植生の大部分が消失することとなっている。

については、重大な環境影響を避ける観点からの配慮書対象事業が実施されるべき区域等の選定（以下、「配置案の選定」という。）に当たっては、これらの植生の改変を回避し、生物の生育・生息場所として残存させるよう検討する必要がある。

また、公園整備に伴い海浜の利用者が増加することが想定されることから、海浜保全・活用ゾーンについては持続的な利用の観点からの検討が必要であるとともに、事業実施想定区域東側に隣接する集落への影響に配慮する必要がある。

配置案の選定については、以上の事項を前提とした上で、更に、下記に示す事項を適切に講ずる事により計画段階配慮事項について十分な検討を実施した上で行うこと。

総論

総括的事項

【配置案の選定に当たって講ずべき事項】

- (1) 配置案の選定に当たって、環境配慮の方向性を具体化する場合は、重大な環境影響を回避又は低減することを優先的に検討し、代償措置が優先的に検討されないようにすること。
- (2) 供用後に事業実施想定区域の東側においてイベント等が開催された場合、隣接する集落への騒音や交通渋滞、集落への公園利用者の立入りなどの影響が考えられる。そのため、配置案の選定に当たっては、近隣集落への影響を考慮して決定すること。
- (3) 健康・スポーツゾーンで計画されているサッカーコートが屋外の場合、照明が整備されることが考えられる。そのため、近隣集落の人々の生活、ウミガメ類やミヤコドリなど動物への影響を予測及び評価し、配置案を選定すること。
- (4) 配置案の選定の基礎データとなる文献調査については、最新の文献を活用すること。

【方法書以降において講ずべき事項】

- (1) 各計画ゾーンの地表面被覆の状況によって、赤土等や排水などによる影響が異なってくるため、各計画ゾーンの地表面被覆の計画を示すこと。
- (2) 事業実施想定地域は、海岸へ向かって緩やかに傾斜が下がる地形となっており、施工計画次第では、土地の造成等によって、海岸へ赤土等が流出する可能性があるため、赤土等による水の濁りを環境影響評価の項目として選定すること。
- (3) 図書の作成に当たっては、文献の出典、調査時期や発行年度を記載するとともに、図等については縮尺を示すこと。

各論

1 陸域植物

【配置案の選定に当たって講ずべき事項】

- (1) 宮古島は開発された土地が多く、特に自然植生が少ない島であり、わずかに残された植生は貴重であるが、設定された各配置案は、内陸部に残るガジュマルーハマイヌビロ群落や先駆性陽樹群落群の改変が予測及び評価されている。については、配置案の選定は可能な限り植生の改変を回避又は低減すること。
- (2) 特定植物群落に指定されている前浜のハテルマカズラ群落は群落を形成している点においても非常に特異的で貴重な群落である。公園整備によって海浜の利用が増加し、海浜利用による踏圧等でハテルマカズラの生育環境への影響が懸念されるため、ハテルマカズラ群落の保全に関する計画を検討すること。
- (3) 重要な植物種の分布状況及び植生の分布状況の調査において、聞き取り調査で確認されているコウシュンウマノスズクサやトサカメオトランが現地調査で確認されていないなど、文献調査、聞き取り調査、現地調査の結果の整合が図られていない。予測及び評価については、現地調査の結果をもって行っているが、聞き取り調査で確認した重要

な植物種の位置関係を把握するとともに、宮古島全体を対象とした文献調査についても可能な限り事業実施想定区域に生育する重要な植物種を明らかにし、配置案の選定に当たっては、これら重要な植物種の消失を回避又は低減を検討すること。

【方法書以降において講ずべき事項】

- (1) 環境配慮の方向性として、保全系エリアに既に植林されているモクマオウを在来種へ樹種転換を行うこととしているが、実施に当たっては「沖縄県自然再生指針」を参考に行うこと。また、本取り組みは、先進的な取り組みのモデルになるよう、積極的な取り組みが望ましいが、在来種へ転換する試みには不確実性があることから、段階的に樹種転換を行うなど、既存植林地に既に形成された生態系に配慮した植林計画とすること。
また、今後、植林地への外来種の侵入があった場合に備え、外来種対策についても検討すること。
- (2) 事業実施想定区域の南東側の樹林帯の幅が狭い保安林エリアについて、防風機能及び環境保全機能の強化のため、「海辺の森強化ゾーン」を設けて植林を行うことは、新たな動植物の生育・生息環境の創出に寄与すると考えられるため、積極的に取り組んでいただきたい。なお、植林や林地内の利用については、保全を基調とした計画が望ましいことから、専門家等の意見を踏まえ計画を検討すること。

2 陸域動物

【配置案の選定に当たって講ずべき事項】

- (1) 耕作地の改変により草地が減少する計画となっており、草地を生息地とする動物種への影響が予測されることから、生物の移動を考慮した生息環境の連続性を確保する配置計画を検討すること。
- (2) 事業実施想定区域の一部が鳥獣保護区に指定されており、多様な鳥類の採餌の場、休息地や繁殖地として利用されている重要な地域である。公園整備に伴い建設される構造物の設置によってバードストライクが生じる可能性があるため、鳥類の生息環境へ配慮した施設整備計画を行うこと。
- (3) 聞き取り調査で確認されたミヤコカナヘビは、国内希少野生動植物種に指定されており貴重な動物種であることから、可能な限りミヤコカナヘビの生息環境の改変を回避又は低減すること。

3 生態系

【配置案の選定に当たって講ずべき事項】

自然環境保全基礎調査植生調査における現存植生図と、本配慮書で作成した現存植生図を比較すると、植林や二次林の分布が異なっている。については、既存文献調査の結果と、現地調査の結果を比較できるよう整理し、整合性が確認できるようにすること。

加えて、土地利用の変遷を調査し、潜在植生の改変を回避又は低減すること。

4 人と自然との触れ合い活動の場

【方法書以降において講ずべき事項】

自然地の新たな改変を最小限にするため、既存施設や空間を活用する計画となっており、自然環境の保全に資する内容となっている。よって、その活用にあたっては、人と自然との触れ合い活動の場を創出するための利用計画、管理計画を十分に検討すること。



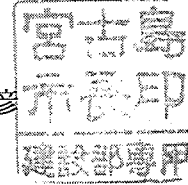
宮建都第 171 号
平成28年5月25日

沖縄県知事

翁長 雄志 殿

宮古島市長

下地 敏彦



宮古広域公園整備事業に係る計画段階環境配慮書について（回答）

平成28年5月10日付け土都第215号で意見照会のあった件について、別紙意見書の通り回答いたします。

意見書

(沖縄県環境影響評価条例第4条の6の規定による)

配慮書の名称：宮古広域公園整備事業に係る計画段階環境配慮書

住所：宮古島市下地字上地 472-39

(法人その他団体にあつては、その主たる事務所の所在地および連絡先)

氏名：宮古島市 建設部 都市計画課

(法人その他団体にあつては、その名称、代表者の氏名)

環境保全の見地からの意見

事業実施想定区域内には、指定文化財及び周知の遺跡や埋蔵文化財等は、確認されていません。しかしながら、事業予定地内には砂丘地及び砂丘地に隣接する土地も多く、開発に際して新規の埋蔵文化財が発見される可能性もありますので、その際には宮古島市教育委員会と協議を必要といたします。

また、国指定の天然記念物であるキシノウエトカゲ、オカヤドカリ、キンバト、カラスバトの生息環境の維持に努めていただきますようお願い致します。また、事前に開発予定地内にその生息が確認されている場合は、宮古島市教育委員会との協議が必要です。その他、指定文化財ではないが、絶滅危惧種のミヤコヒバア、ミヤコヒキガエル、ミヤコトカゲ、ミヤコカナヘビ、ミヤコヒメヘビ等についても同様のご対応をお願い致します。

その理由

文化財保護法や宮古島市自然環境保全条例に抵触する恐れがあるので、協議は必要と考えます。

(教育委員会 生涯学習部 生涯学習振興課)